



長野労働局発表(3-5)
令和3年4月30日(金)

担 当	職業安定部 職業対策課 課長 中沢 忠雄 課長補佐 有坂 宗徳 雇用開発係長 矢野 芳子 電話 026(226)0866 内線 2360
	職業安定部 職業安定課 課長 池上 仁 課長補佐 赤羽 章 雇用保険係長 小坂 稔 電話 026(226)0865 内線 2391

5月以降の雇用調整助成金の特例措置等について (周知)

新型コロナウイルス感染症に伴う雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金(以下「雇用調整助成金等」という。)、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(以下「休業支援金等」という。)の特例措置に係る5月以降の取扱いについては、別紙のとおり、5月・6月の2か月間、原則的な措置を縮減するとともに、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業について特例措置を適用する予定です。

【別紙資料】

○リーフレット「緊急事態宣言を受けた雇用調整助成金等・休業支援金等」

(参考1)雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

コールセンター 0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

(参考2)新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

コールセンター 0120-221-276 受付時間 月~金 8:30~20:00/土日祝 8:30~17:15

※本件につきましては、令和3年4月30日に厚生労働省において公表されておりますが、改めて広く周知を行うためお知らせするものです。